第 977 号 READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 1 2 月 2 2 日 月曜日

発行所

(2-2)

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

金遺産分割の期限

②: 父が死亡し、書類を整理していると、30年前に死亡した祖父名義の山林があることがわかりました。この山林は父が相続したものと聞いていたのですが、どうすればよいでしょうか。

A:祖父名義の山林について、祖父の相続 人で遺産分割協議を行い、分割協議書の作成 や、登記上の名義変更を行うことになります。 【解説】

遺産分割については、いつまでにしなければならないという期限はなく、原則として、いつでも自由にできます。以前は、相続が発生しても相続税の申告が不要の場合が多く、相続財産も名義変更されずそのままの状態になっていることがありました。そのため、次の相続が発生したり売却する場合に、初めて名義変更の必要にせまられることがあります。

このような場合には、その必要が生じた時 に遺産分割協議を行い、それに伴って遺産分 割協議書の作成や登記上の名義変更の手続き を行うことになります。ご質問の場合、父の 遺産の中に祖父名義の山林があるわけですか ら、祖父の相続人で分割協議を行い、まずそ のことを確定しておく必要があります。

遺産分割そのものの期限はなく、相続税の申告を考慮しなければ、分割はいつでも可能です。しかし、次世代の相続がいつ発生するかわかりませんし、その場合には以前の約束が100%守られる保証もありません。必要な手続きは当事者が早目にすませておきましょう。







